

## 河南町建設工事執行規則

### (総則)

第1条 河南町の建設工事（以下「工事」という。）執行に関しては、法令その他に定めがあるものを除くほかこの規則によるものとする。

第2条 工事は、請負、直営若しくは委託のいずれかの一の方法により、又はこれらを併用して施行する。

### (直営工事)

第3条 次の各号の一に該当する工事は町直営として執行する。

- (1) 直営の方が効率的かつ適当なもの
- (2) 急施その他の事由で請負契約を締結し得ないもの
- (3) 請負に付することが不適當と認められるもの
- (4) その他町長が特に認めたもの

2 直営工事施行手続きについては、別に定めるところによる。

### (委託)

第4条 町長は、特別の事情により請負又は直営によることができないと認める工事については、当該工事の執行を委託することがある。

### (契約の締結)

第5条 競争入札による落札人は、落札の通知を受けた日から5日以内（河南町の休日定める条例（平成元年河南町条例第31号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）に工事請負契約書（様式第1号）及び別に定める工事請負契約約款（以下「契約書」という。）を標準として、町長と契約を結ばなければならない。ただし、河南町財務規則（昭和63年河南町規則第2号）第132条の規定の適用を妨げるものではない。

2 落札人が前項の期間内に契約を結ばないときは、請負金額が20万円をこえない軽易な工事に関する契約の場合を除き落札はその効力を失うものとする。

3 町長は、特別の事由があると認めた場合は、第1項の期間を延長することができる。

### (前金払)

第6条 町長は、前金払をする必要がある建設工事の請負契約を締結するときは、契約書に前金払の額又は率、その支払の時期及び方法その他必要な事項を約定しなけ

ればならない。

(貸与品及び支給材料)

第7条 町長は、当該建設工事の適正な執行を期するため必要があるときは、請負人に対し設備及び機械を貸与し、又は材料を支給することができる。この場合において、前条の規定を準用する。

(工事工程表及び着工届の提出)

第8条 請負人は、第5条の請負契約締結後5日以内(休日を含まない。)に工事工程表を作成し、町長に提出しなければならない。ただし軽易な工事については、これを省略することができる。

2 請負人は、工事に着手するときは、町長に着工届を提出しなければならない。

3 請負人は、特に期日を定めたものを除くほか、特別の事情がない限り工期の始期日後30日以内に着手しなければならない。

(監督職員)

第9条 町長は、監督職員を置いたときは、その氏名を請負人に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、契約書の条項に定めるもの及び町長が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての請負人又は請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負人が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

3 町長は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、請負人に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第10条 請負人は、工事を完成したときは、その旨を町長に通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに検査職員をして、請負人立会いのうえ、検査を行わせ、その事実を確認しなければならない。

3 前項の規定は、工事の完成前に、その一部が完成し若しくは出来形部分について

検査を行う必要がある場合又は契約を解除した際において工事の出来形部分がある場合について準用する。

- 4 町長は、第2項の検査により当該建設工事が契約に従って完成したものであることを確認したときは、遅滞なく、当該目的物の引渡しを受けなければならない。前項の規定により工事の一部が完成した当該部分又は可分の出来形部分等の引渡しを受けようとする場合においても、また同様とする。

(工事の標示)

第11条 請負人は、建設工事を施行するときは、工事名、工期、その他必要な事項を公衆の見やすい場所に標示しなければならない。ただし、軽易な建設工事については、この限りでない。

(適用除外)

第12条 この規則は、第9条の規定を除き工事1件の設計金額が20万円以下の建設工事については適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事の執行については、なお従前の例による。

附 則

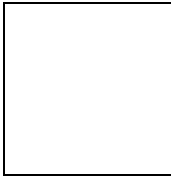
(施行期日)

この規則は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。



## 工事請負契約書

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	工 期	
4	請 負 代 金 額	
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	
6	解体工事に要する費用等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。
7	適 用 除 外 条 項	

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、河南町工事請負契約約款（ 年 月 日制定河南町告示第 号）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の共同企業体協定書により、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各々1通を保有する。

年 月 日

発注者 河南町  
代表者  
住 所

Ⓜ

受注者  
代表者  
住 所

Ⓜ